

短期入所の概要

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・障害支援区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)(※)

- ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。
- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)

→障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定

166単位～892単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)

(宿泊を伴う場合)

→区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合

1,404単位～2,609単位

医療型特定短期入所サービス費

(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)

(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合)

→左記と同様の対象者に対し支援を行う場合

936単位～2,489単位

■ 主な加算

単独型加算(320 単位)

→併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所体制確保加算(40単位)

緊急短期入所受入加算(福祉型120単位、医療型180単位)

→空床の確保や緊急時の受入れを行った場合

特別重度支援加算(120単位/388単位)

→医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ 事業所数

4,405(うち福祉型:4,078 医療型:327)(国保連平成29年4月実績)

○ 利用者数

49,214(国保連平成29年4月実績)

医療型短期入所事業所について

- ① 医療型短期入所を行う施設について
法に定められている「医療型短期入所事業所」に統一します。
- ② 医療型短期入所事業の指定状況

(H29. 12. 1 現在)

番号	圏域名	医療機関（事業所）名	所在地	本体事業名	形態	指定年月日
1	佐久	小諸高原病院	小諸市	医療型障害児入所支援／療養介護	空床	H18. 10. 1
2		佐久市立国保浅間総合病院	佐久市	病院		H29. 10. 1
3	上小	三才山病院	上田市	療養介護		H20. 12. 1
4	諏訪	信濃医療福祉センター	下諏訪町	医療型障害児入所支援／療養介護		H18. 10. 1
5	上伊那	昭和伊南総合病院	駒ヶ根市	病院		H21. 8. 1
6		斉藤診療所	宮田村	診療所		H21. 8. 1
7		町立辰野病院	辰野町	病院		H23. 4. 1
8		上伊那生協病院	箕輪町	病院		H25. 7. 1
9		老人保健施設はびろの里	伊那市	老人保健施設		H29. 5. 1
10	松本	まつもと医療センター	松本市	医療型障害児入所支援／療養介護		H18. 10. 1
11		城西病院	松本市	病院		H28. 12. 1
12	長野	東長野病院	長野市	医療型障害児入所支援／療養介護		H18. 10. 1
13		稲荷山医療福祉センター	千曲市	医療型障害児入所支援／療養介護		H18. 10. 1
14		丸山産婦人科(やどりぎ)	長野市	病院	併設	H29. 10. 1

なお、利用者の支給決定は市町村において行っているため、利用者の状況（年齢区分、利用日数等）について県では把握しておりません。